

## 16 軽油引取税の課税状況

### (1) 軽油の引取数量の状況

	区 分	数 量 (kl)
	引 取 数 量 ①	254,724
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	26,797
	差 引 ①-② ③	227,927
欠減量	特 約 業 者 分 1/100	2,143
	元 売 業 者 0.3/100	41
	計 ④	2,184
	課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	225,743
申告納付等の区分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ③)	0
	課税対象とならない数量	0
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 ④)	216
	課税対象とならない数量	0
	炭化水素油の消費量 (法144の2 ⑤)	2
	課税対象とならない数量	1
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (法144の3 ①V)	2
	課税対象とならない数量	1
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3 ①VI)	0
	その他	232
	課税対象とならない数量	3
	計 ⑥	452
	課税対象とならない数量の計 ⑦	5
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	447
合 計 ⑤+⑧	226,190	

	区 分	件 数 (件)	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本 店 の 数	0
		登 録 数	14
		事 務 所 等 の 数	2
	特 約 業 者	本 店 の 数	30
		登 録 数	133
		事 務 所 等 の 数	117
	計	本 店 の 数	30
		登 録 数	147
		事 務 所 等 の 数	119
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (法144の14③)。  
 2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (法144の2⑥)、特約業者の自己消費 (法144の3① I)、元売業者の自己消費 (法144の3① II)、免税軽油の譲渡 (法144の3① III)、免税軽油の用途外使用 (法144の3① IV) によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給 (法144の22④ (法144の25⑤の準用含む)) により課税された軽油の合計数量をいう。  
 3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量 (法144の2⑥)、特約業者の自己消費 (法144の3① I) 及び元売業者の自己消費 (法144の3① II) によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。



区 分	免税軽油使用者数等 ①	数 量 (kl) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
法附則第十二条の二の七第一項 第五号関係	倉 庫 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄道貨物積卸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	航空運送サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物処理事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体の長等の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国土交通大臣の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材加工業	8	79	0	0	0	0	0	0	0
	木材市場業	2	48	0	0	0	0	0	0	0
	パークたい肥製造業	1	42	0	0	0	0	0	0	0
	索道事業	3	231	0	0	0	0	0	0	0
小 計 (B)	156	7,491	0	0	0	0	0	0	0	
法附則第十二条の二の七第五項関係 (C)	0	0								
アメリカ合衆国軍隊関係 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国公館等の暖房用ボイラー関係 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	194	26,797	0	0	0	0	0	0	0	